長浜市図書館基本計画

（第３期）（案）

～暮らしにとけこむ　知のネットワーク～

令和９年●月

長浜市

目次

第１章　計画の概要 4

１．計画策定の目的 4

２．計画の位置づけ 4

３．計画の期間 7

第２章　現状・課題と本計画の方向性 8

１．この章の考え方 8

２．図書館サービスをめぐる利用方法とニーズの変化 8

（１）利用方法の多様化 8

（２）子ども・若者の読書環境の変化 9

（３）来館が難しい市民への対応 9

（４）デジタル化への対応 10

３．第２期計画で進んだことと、サービス提供方法の多様化 10

（１）中央図書館体制への転換と市内全域サービスの基盤整備 10

（２）蔵書の適正化と資料要求への対応 10

（３）学校・園、子育て支援施設等への取組の進展 11

（４）生活動線上での返却支援サービスの開始 11

（５）図書館サービスの利用方法の多様化 11

４．持続可能な運営に向けて直面する現状と課題 11

（１）人口減少・少子高齢化の進行 11

（２）公共施設の老朽化と維持管理 12

（３）施設のあり方の整理とサービス提供方法の拡充 13

（４）専門性を継承する職員体制 13

５．図書館協議会答申を踏まえた方向性 14

６．本計画でめざす「知のネットワーク」 14

７．本計画に向けた論点整理 15

第３章　めざす図書館像 16

１．基本的な考え方 16

２．基本理念 16

３．めざす姿と基本方針 17

（１）めざす姿　～暮らしにとけこむ　知のネットワーク～ 17

（２）基本方針 17

第４章　基本目標 19

【目標１】市民の役に立つ図書館サービスをめざします 20

【目標２】だれもが利用できる図書館サービスをめざします 21

【目標３】子どもと本をつなぐ図書館サービスをめざします 22

【目標４】地域の記憶と文化を未来へつなぐ図書館サービスをめざします 23

【目標５】市民とともにつくる図書館サービスをめざします 24

第５章　重点施策 26

重点施策の考え方　知のネットワークの最適化と、暮らしの中で利用できるサービスの充実 26

【重点施策１】長浜図書館の中央図書館機能を強化します 27

【重点施策２】高月図書館は北部拠点館として、機能を充実させます 27

【重点施策３】サービス拠点（分室、移動図書館、ブックステーション等）を活用した新たなサービス提供体制を構築します。また、利用状況等を踏まえながら、より効果的・効率的な体制へ随時更新します。 29

【重点施策４】多様な利用に応えるサービス内容と利用環境の充実を図ります 31

第６章　成果指標の設定と評価 33

用語集 34

資料 37

第１章　計画の概要

１．計画策定の目的

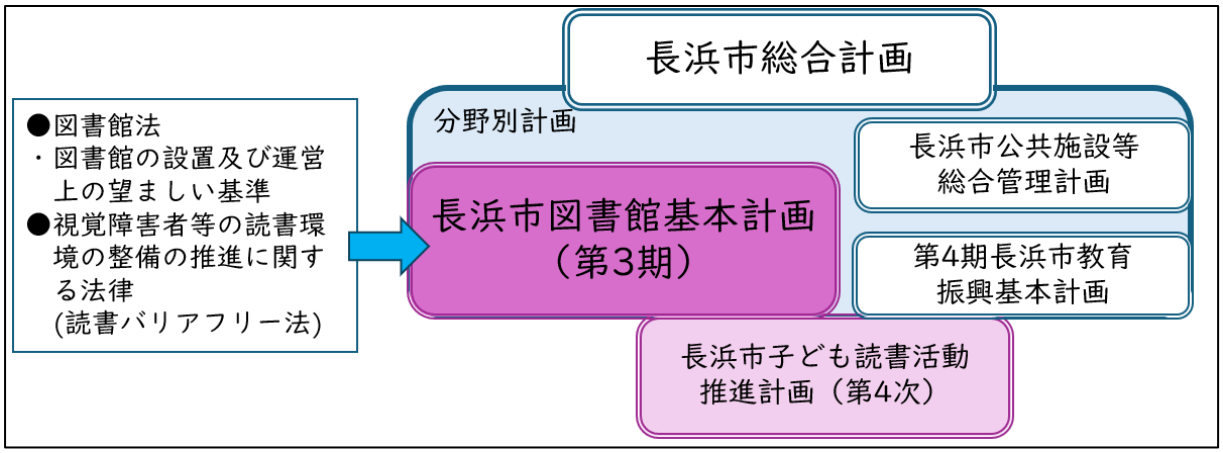
「長浜市図書館基本計画（第３期）」（以下「本計画」という。）は、「長浜市図書館基本計画（第２期）」（計画期間令和４年(2022 年)１月～令和９年(2027 年)3 月）（以下「第２期計画」という。）で積み上げてきた成果を基盤とし、その中で明らかになった新たな課題にも対応しながら、図書館サービスの向上をめざし、将来にわたる図書館のあるべき姿に向かう方針とするものです。

本計画により、市民一人ひとりの生涯にわたる学び、読書活動、調査研究、文化活動を支え、市民が必要な資料・情報・学びにアクセスできる、持続可能で質の高い図書館サービスの実現をめざします。

２．計画の位置づけ

本計画は、「図書館法」に定める図書館の設置目的と公立図書館としての役割を基本に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等の法令・基準、本市の上位計画・関連計画との整合を図りながら、「長浜市総合計画」(令和９(2027)年度～令和 20(2038)年度)における分野別計画として位置づけます。

図表１　計画の位置づけ



本計画では、関係法令や本市の上位計画・関連計画における図書館の位置づけを明らかにし、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの生涯にわたる学びを支える図書館サービスの充実を図ります。

「図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）」

同法は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律です。

図書館は、同法第２条に規定されているとおり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設です。

本計画は、この法の趣旨を踏まえ、すべての市民の知る自由と学びを支える社会教育の基盤として、図書館の役割を明確にするものです。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）」

図書館法第７条の２の規定に基づき、図書館の健全な発展に資するため、図書館の設置及び運営上望ましい基準を示すものです。

地域の実情や住民の生活圏・図書館の利用圏を踏まえた全域サービス網の整備、計画的な資料・情報の収集・提供、レファレンス（※1）や地域課題に対応したサービス、利用者の状況に応じたサービス、職員の配置・研修、運営の点検・評価などが示されています。

本計画では、この基準を踏まえ、市民が必要な資料・情報にアクセスできるサービス網と、安定的かつ専門的な図書館運営の確保を図ります。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）**（読書バリアフリー法）」**

同法は、しょうがいの有無にかかわらず、すべての人が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に向け、視覚しょうがい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

本計画では、この趣旨を踏まえ、電子書籍（※2）等の活用、アクセシブル（※3）な資料の充実、対面による支援、関係機関との連携などにより、読書に困難を抱える市民も利用しやすい環境づくりを進めます。

「長浜市総合計画 (令和 9 (2027)年度～令和 20(2038)年度) **」**

本市の最上位計画として、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けた政策を体系的に定めるものです。基本構想では、まちづくり政策として 7 つの輝きを掲げ、そのうち「5 教育・文化」では「生きる力を育み、文化芸術を創造し続けるまち」をめざすこととされています。

本計画は、この「教育・文化」分野における分野別計画の一つとして整理されており、総合計画に示す施策の方向性を踏まえ、その実現の手段として位置づけるものです。

「長浜市公共施設等総合管理計画（第 2 期　令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度）**」**

人口減少や少子高齢化、公共施設等の老朽化、厳しい財政見通し等を踏まえ、公共施設等の適正配置、総量縮減、長寿命化、複合化・多機能化等を進めることにより、安全・安心で質の高い施設サービスの提供と、持続可能な財政運営をめざす計画です。

図書館については、長浜図書館は中央図書館機能を有する施設として、また高月図書館は長寿命化やバリアフリーなどの対策を行い、北部地域の拠点として維持管理に努めることとしています。また、浅井・びわ・虎姫・湖北図書館については、複合化・多機能化を検討するとともに、人口動態や社会情勢、地域の実情に応じた多様なサービス提供の検討を進め、機能や規模を見直す必要があるとしています。

本計画では、これらの方向性を踏まえ、中央図書館及び北部地域の拠点が担う機能・役割と、暮らしの中でより身近に図書館サービスを利用できる仕組みを整理し、将来にわたり効果的かつ効率的に図書館サービスを提供できる体制の構築を進めます。

「第４期長浜市教育振興基本計画（令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度）**」**

家庭教育、学校教育、社会教育を含め、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる教育を対象としており、図書館基本計画は関連計画の一つとして位置づけられています。

図書館について具体的な施策として「図書館サービスの充実」をうたい、市民の豊かな学びを支えるため、だれもが図書館サービスを受けられるよう、より身近な

サービス提供をめざすことが示されています。また、市民の暮らしに役立つ資料の充実、多様な資料要求への対応、レファレンス機能の強化により、一人ひとりに寄り添った資料提供を行うことが求められています。

本計画では、これらの方向性を踏まえ、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの学びを支える図書館サービスの充実を図ります。

「長浜市子ども読書活動推進計画（第４次　令和 6(2024)年度からおおむね５か年）」

子どもが乳幼児期から高校生世代まで切れ目なく本と出会い、読書に親しむことができる環境づくりを進めるための計画です。学校・園、家庭、地域が連携して読書環境を整えること、学校・園への団体貸出（※4）を通じて子どもが身近に本に親しめる環境を支えることなどが示されています。また、多様な背景をもつ子どもたちへの読書の機会を支えることが重点目標の一つとして掲げられ、しょうがいのある子どもや外国にルーツをもつ子どもを含め、それぞれの状況に応じた資料の整備や情報発信、読書に親しめる取組を進めることが示されています。

本計画では、これらの方向性を踏まえ、学校・園、家庭、地域との連携を深めるとともに、図書館資料やサービスを通じて、子どもが身近な場所で本と出会い、読書を通じて豊かな心や学びの基礎を育むことができる環境づくりを進めます。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までの５か年とします。

第２章　現状・課題と本計画の方向性

１．この章の考え方

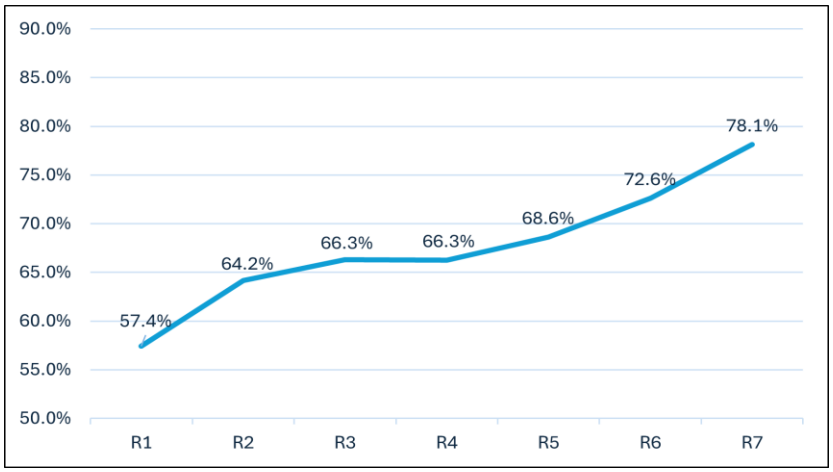
本章では、はじめに、本市における図書館の利用方法や市民ニーズがどのように変化しているのかを確認します。次に、第２期計画で進めてきた中央図書館体制や市内全域サービスの基盤整備を踏まえつつ、今後は市民一人ひとりの状況に応じて図書館サービスを受けやすくする方向へ、さらに取組を進める必要があることを確認します。

２．図書館サービスをめぐる利用方法とニーズの変化

（１）利用方法の多様化

これまでは、来館して書架を巡り、資料を選ぶ利用や、窓口で予約（※5）・リクエスト（※6）を申し込む利用が中心でした。しかし、インターネットの普及や図書館コンピュータシステムの整備により、現在では、自宅や職場、学校などから資料を検索・予約し、準備された資料を受け取る利用が広がっています。本市においても、予約の多くがインターネットから行われており、予約受付全体の約８割を占めるなど、利用者が図書館サービスにアクセスする方法は大きく変化しています。一方で、来館して書架を巡り、実際に資料を手に取ることで、目的としていた資料だけでなく、周辺分野の資料や思いがけない本・情報に出会うことができる点も、図書館ならではの大切な価値です。今後は、こうした来館型の利用の価値を大切にしながら、利用実態に即した多様な図書館サービスの提供方法を確保していく必要があります。

図表２　予約件数とそれに占めるインターネット予約の割合

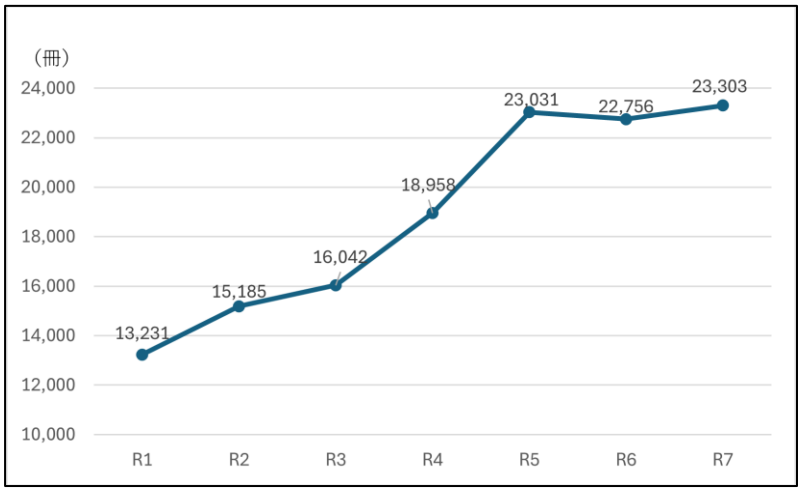


年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
予約件数（件）	150,189	165,133	179,971	181,439	180,465	190,488	188,373
うちインターネット予約件数（件）	86,243	105,977	119,345	120,237	123,861	138,361	147,206

（２）子ども・若者の読書環境の変化

小学校高学年から中学生にかけて読書量の少ない子どもの割合が増加傾向にあり、13 歳から 18 歳の利用者への貸出冊数も減少しています。一方で、全小中学校及び義務教育学校（※7）に学校司書（※8）が配置されたことにより、学校図書館との連携や、学校へのきめ細かな支援が可能となっています。また、放課後児童クラブ（※9）を利用する子どもが増える中、クラブへの団体貸出冊数も増加し、一定の冊数の維持が見られます。このように、子どもが本と出会う場は、図書館や学校以外にも広がっています。乳幼児期から高校生世代まで切れ目なく本と出会う仕組みをつくるとともに、学校・園、家庭、地域、子育て支援施設や放課後児童クラブ等と連携し、子ども・若者を取り巻く読書環境全体を支える必要があります。

図表３　放課後児童クラブへの団体貸出冊数の推移



（３）来館が難しい市民への対応

図書館から遠い地域の市民、しょうがいのある人、子どもや子育て中の人、高齢者など、自分で図書館へ行くことが難しい市民に対して、資料や情報をどう届けるかが課題となっています。また、高齢化の進行により、これまで継続的に図書館を利用してきた人が、運転免許証の返納等により来館が困難になるケースも今後増えることが予想されます。外国語を母語とする人については、必要な情報が十分に届いていない場合もあります。市域が広く、図書館へのアクセスが十分でない地域もあることから、図書館への来館を前提としたサービスだけでなく、資料や情報を届ける方法、情報を分かりやすく伝える方法など、様々なサービス提供方法の確立が必要となります。

（４）デジタル化への対応

インターネット予約の利用が広がっていることや、来館が難しい市民への対応が課題となっていることを踏まえると、時間や場所にとらわれず資料や情報にアクセスできる環境の整備が求められます。電子書籍、デジタルアーカイブ（※10）などの活用により、来館しなくても利用できる資料・情報提供の可能性が広がります。対面での相談や本との偶然の出会いといった図書館の価値を大切にしながら、デジタル技術も活用し、来館型と非来館型を組み合わせていくことで、サービスの選択肢を増やすことができます。

３．第２期計画で進んだことと、サービス提供方法の多様化

（１）中央図書館体制への転換と市内全域サービスの基盤整備

第２期計画では、令和元年 12 月の長浜図書館移転を機に、従来の６館並列体制から、長浜図書館を中央図書館とする体制へ転換しました。長浜図書館を中央館、高月図書館を北部拠点館、浅井・びわ・虎姫・湖北図書館を地域館として位置づけ、資料購入、会計処理、労務管理等の一元化と、資料配送便の充実を進めました。さらに、図書館のなかった木之本・余呉・西浅井については、市民まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）（※11）の図書室と連携したり、図書コーナーを設けたりして、サービスポイントと位置づけました。

また、資料配送便を充実させたことにより、中央館で収集した資料や情報を市内各館・図書室へ届ける仕組みが整い、市民が一定の図書館サービスを受けられる基盤ができました。

（２）蔵書の適正化と資料要求への対応

蔵書規模の適正化と各館の役割に応じた蔵書構成の検討にも取り組みました。複本（※12）、内容の古い資料、劣化した資料の整理を進めることで、開架率を高め、利用者が本を選びやすく、必要な資料と出会いやすい書架づくりを進めました。人口減少等を背景に、個人貸出冊数は減少していますが、貸出密度（市民１人当たりの貸出冊数）は７冊前後で推移しています。こうした中で、令和７年度の予約・リクエストの年間受付件数は 188,373 件となり、来館して書架から本を選ぶ方法に加え、資料を検索・予約して利用する方法が、市民の具体的な資料要求に応えるサービスとして定着しました。このように、蔵書の適正化を進めながら、利用者の必要な資料へのアクセスの充実を図りました。

（３）学校・園、子育て支援施設等への取組の進展

学校貸出資料配送事業（※13）の開始、園への団体貸出の強化、子育て支援センターや放課後児童クラブへの団体貸出の増加など、子どもや子育て世代が日常的に過ごす場へ、図書館資料を届ける取組が進みました。また、関係課・関係機関との連携事業を通じて、読書活動や学びを支える機会も広がっています。図書館へ来てもらうだけでなく、学校・園、子育て支援施設等へ資料や情報を届ける取組が進んだことは、本計画につながる重要な成果です。

（４）生活動線上での返却支援サービスの開始

令和６年度から、市内民間事業者等と連携し、移動販売車を活用した図書館資料の返却支援サービスを開始しました。また、令和８年度からは、この取組を拡充し、市内店舗等においても図書館資料を返却できるサービスを開始しました。現時点（令和８年９月現在）では返却に限られていますが、生活インフラと連携して図書館サービスを届ける新たな可能性を示す取組です。

（５）図書館サービスの利用方法の多様化

これらの取組により、来館して本を選ぶ利用に加え、インターネット予約による資料の受取、学校・園等を通じた団体利用、地域の身近な場所での資料の返却など、図書館サービスの利用方法が多様化しました。

図表４　個人貸出冊数、団体貸出冊数、予約・リクエスト、貸出密度の推移

	R3	R4	R5	R6	R7	R3/R7 比較
個人貸出冊数（冊）	870,578	847,524	840,236	819,381	784,035	90.1%
団体貸出冊数（冊）	25,246	30,300	38,873	44,395	56,749	224.8%
予約・リクエスト数（件）	179,971	181,439	180,465	190,488	188,373	104.7%
貸出密度（冊/人）	7.5	7.4	7.4	7.3	7.1	94.6%

４．持続可能な運営に向けて直面する現状と課題

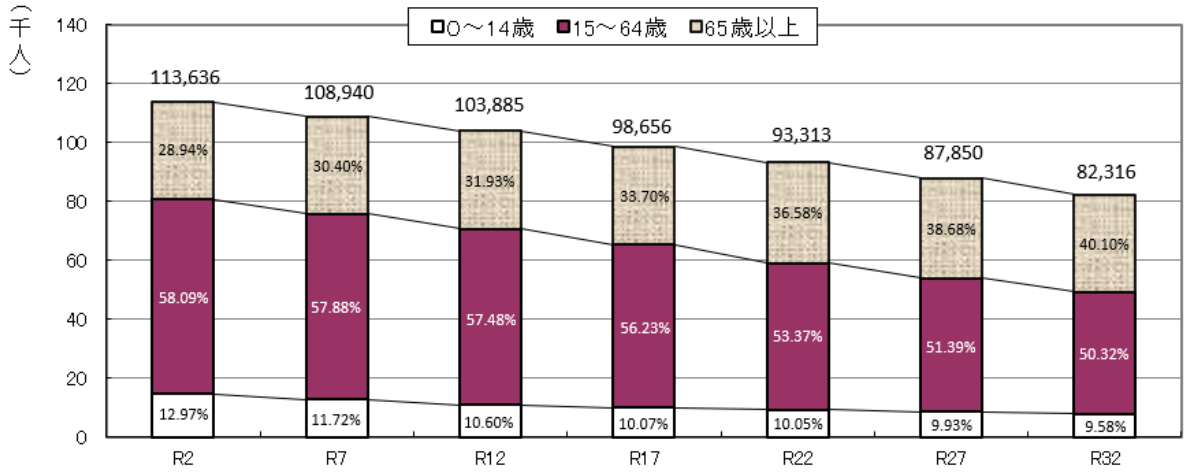
図書館サービスの利用方法や市民ニーズが変化する一方で、本市を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

（１）人口減少・少子高齢化の進行

本市では人口減少と少子高齢化が進んでおり、令和８年４月１日時点の総人口は110,671 人、15 歳未満は 12,861 人、65 歳以上は 33,448 人となっています。今後も人口減少と高齢化は進む見込みであり、図書館の利用者数や貸出冊数の単純

な増加を前提にするのではなく、今後、財政状況や職員体制が一層厳しくなることも見据え、施設や資料を効果的かつ効率的に活用しながら、必要な人に確実にサービスを届ける視点が重要です。

図表５　年齢別将来推計人口【長浜市統計書（令和６年（2024 年）度版）】



（２）公共施設の老朽化と維持管理

本市は２度にわたる市町合併を経て、同等規模の自治体と比べても多くの公共施設やインフラ資産を有しており、これらの維持管理や老朽化に伴う更新等に要する経費は、本市財政にとって大きな課題となっています。本市の図書館は、長浜図書館を除く５館が築 25 年以上を経過しており、今後、建築物や空調設備、電気設備、トイレ、自動ドア、消防用設備などの修繕や設備更新が増えることが見込まれます。また、施設の清掃や除草など、メンテナンスにかかる費用も、物価高騰や人件費の上昇により増加傾向にあります。利用者の安全・安心を確保しつつ、サービスを提供するためには、安定的な施設の維持管理が不可欠ですが、大規模修繕は多額の費用がかかり、個別修繕で対応するだけでは施設を維持することが難しい状況です。本章第２項で示した利用方法やニーズの変化に対応するため、図書館サービスの提供拠点と提供方法を見直し、施設のあり方やサービス提供体制の具体的な方策を明確にする必要があります。

図表６　各館の建築年・規模等（令和８年３月末現在）

館	建築年	形状	床面積（㎡）	開架面積（㎡）	蔵書冊数（図書のみ）（万冊）		
					開架	閉架	合計
長浜	令和元年	複合	2,317	1,646	20.5	10.4	30.9
浅井	平成６年	単独	1,708	936	6.4	0.8	7.2
びわ	平成11年	単独	1,723	1,254	8.2	1.4	9.6
虎姫	平成８年	複合	1,113	352	3.6	0.2	3.8
湖北	平成13年	複合	627	499	3.8	0.4	4.3
高月	平成４年	単独	1,846	584	7.5	4.3	11.8
【参考】木之本まちづくりセンター図書室					0.3	—	0.3
【参考】余呉まちづくりセンター図書コーナー					0.08	—	0.08
【参考】西浅井まちづくりセンター図書室					0.3	—	0.3

※詳細については、巻末資料参照

（３）施設のあり方の整理とサービス提供方法の拡充

こうした人口減少・少子高齢化の進行や、公共施設の老朽化、維持管理経費の増加といった状況を踏まえ、既存施設をそのまま維持することだけを前提とするのではなく、これまでの中央館・北部拠点館・地域館・サービスポイントの位置づけや役割を見直すとともに、各施設の配置、規模、機能のあり方を整理する必要があります。また、第２期計画で検討してきた複合化・多機能化の考え方を踏まえつつ、民間施設等も視野に入れ、市民が生活動線上で図書館サービスを利用できるような方法を広げていくことが求められています。施設そのもののあり方の整理とサービス提供方法の拡充を一体的に捉え、限られた財源の中で、将来にわたって市民に必要な図書館サービスを届け続けられる体制を構築することが課題です。

（４）専門性を継承する職員体制

質の高い図書館サービスを継続するには、資料選定、レファレンス、地域資料の収集・保存、子ども読書支援、多文化・アクセシブルサービスなどの専門性を安定的に確保・継承していくことが必要です。今後、施設のあり方の整理やサービス提供方法の拡充を進める中でも、図書館サービスの質を支えるのは職員の専門性です。職員一人ひとりの経験や知識を職員全体で共有・蓄積するとともに、職員を計画的に配置・育成していくことが不可欠です。

５．図書館協議会 (※14) 答申を踏まえた方向性

令和７年５月の長浜市図書館協議会答申「これからの長浜市立図書館サービスのあり方について」では、地域館について、地域住民の生活に役立つ資料を探しやすく提供すること、中央図書館の資料やサービスを受け取れる物流・サービス網を確保することが求められました。また、単独施設としての維持にこだわらず、複合化・多機能化など施設に依らないサービス提供も検討する必要があると示されています。

サービスポイントについては、多数の蔵書を置くことにこだわるのではなく、市内図書館の本を自由に借り、返せる体制や、リクエスト、レファレンスを気軽に受けられる方法を確保することが求められました。駅、店舗、郵便局、移動販売車など、多様な生活インフラとの連携も検討すべき方向性として示されています。

６．本計画でめざす「知のネットワーク」

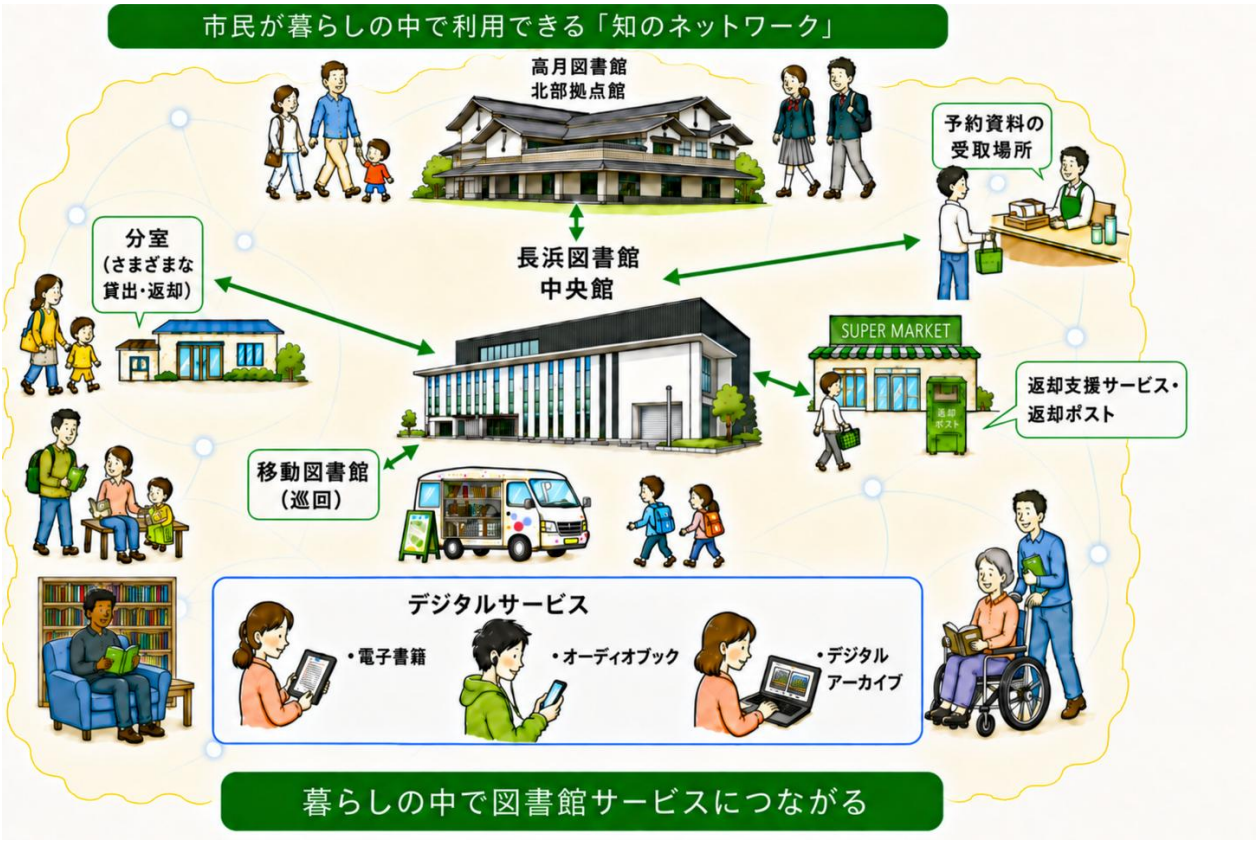
本計画では、これまで提供してきた図書館サービスの成果を踏まえつつ、施設の有無や規模だけでサービスを考えるのではなく、市民の暮らしの中に資料・情報・学びを届ける仕組みとして、図書館サービス全体を再構築します。

具体的には、長浜図書館を中央図書館として、市全体の資料収集、選書、保存、レファレンス、学校・園、地域団体との連携などを支える核とします。高月図書館は、北部地域における図書館サービスの拠点として、貸出・返却、予約資料の受取、読書相談、地域の学習・交流の場づくりなどの役割を担います。

そのうえで、長浜図書館及び高月図書館から遠方の地域については、さまざまな貸出・返却、予約資料の受取の方法やデジタルサービスを組み合わせ、市民が必要な資料や情報にアクセスしやすく、貸出・返却や予約資料の受取などの図書館サービスを利用しやすい状態をつくることをめざします。

このように、本計画では、既存施設をそのまま維持することだけを前提とするのではなく、上記の拠点やサービスを組み合わせ、図書館サービスネットワークを市内に広げます。これにより、第２期計画で掲げた「知の拠点」という「点」を中心とした図書館サービスから、市民の暮らしを「面」で支える「知のネットワーク」へと発展させます。

図表７　本計画でめざす「知のネットワーク」（イメージ）



７．本計画に向けた論点整理

本計画で特に重視する論点は、次の５点です。

① 施設中心の考え方から、サービス網中心の考え方へ転換すること。
② 第２期計画で位置づけていた中央館・北部拠点館・地域館・サービスポイント等の役割や位置づけを見直し、既存施設のあり方を整理しサービス提供体制の方向性を定めること。
③ 蔵書の数だけでなく、鮮度、探しやすさ、資料要求への応答力を高めること。
④ しょうがいのある人、子どもや子育て中の人、高齢者、日本語を母語としない人等にも必要な資料と情報が届くこと。
⑤ 持続可能な運営のため、施設、資料、人、デジタルサービスを一体で見直すこと。

これらの論点に基づき、次章では、市民の知る自由と学びを支え、必要な資料・情報・学びにアクセスしやすい図書館サービスのあり方を考えていきます。本計画では、図書館を「本を借りる建物」としてだけ捉えるのではなく、市民の暮らしの中へ「知のネットワーク」を広げる公共サービスとして位置づけ、基本理念、基本方針、基本目標を定めます。

第３章　めざす図書館像

１．基本的な考え方

「ユネスコ公共図書館宣言」（1949 年採択、2022 年改訂）にあるように、公共図書館は、市民があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターです。「ユネスコ公共図書館宣言」では、続けて、「それは知識社会の不可欠な構成要素であって、ユニバーサル・アクセス（※15）を実現し、すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため、情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。」と述べられており、地域に住むすべての人々が、必要とする資料や情報にアクセスすることを不断に保障する責務があります。

また、「社会教育法」（1949 年）の定めにあるように、社会教育の基盤として、市民の生涯を通じての学びを支援することも、公共図書館の重要な役割です。

本市は、伝統的な文化や産業を人から人へ受け継ぎながら、新しいものを取り入れて歴史をつくり、人と人とのつながりやふれあいを大切にした、ぬくもりのある地域文化を育んできました。本市の図書館は、知識や情報を集めておく単なる「館」ではなく、人が人と本をつなぎ、人と人がつながる、長浜らしいぬくもりが伝わることを大切にし、市民の暮らしになくてはならない存在でありたいと考えてきました。一方で、第２章で整理したように、図書館の利用方法や市民ニーズは変化しており、来館して本を選ぶだけでなく、予約資料を受け取る人、調べ物をする人、学校や園を通じて本に出会う子ども、図書館に来館するのが難しい人など、図書館サービスとの関わり方は多様になっています。

本計画では、多様な環境にあるすべての市民を対象に、人と本、人と情報、人と人をつなぐ、長浜らしいきめ細かなサービスを進め、住んでいる場所や環境、年齢やしょうがいの有無、使用する言語、生活時間などにかかわらず、一人ひとりが必要な資料や情報にアクセスしやすい図書館サービスをめざします。

２．基本理念

基本理念は、本市の図書館が大切にする価値を示すものです。

本計画では、図書館を「本を借りる建物」として捉えるのではなく、市民の知る自由を保障し、資料・情報・学びを市民の暮らしの中へ届ける公共サービスのシステムとして位置づけます。

本を貸し出すことにとどまらず、読みたい、知りたい、調べたいという一人ひとりの思いに寄り添い、市民が安心して本や情報に出会い、学び、考え、本や情報を通じて地域や社会とゆるやかにつながることができる機会を広げます。

また、地域の歴史や文化に関する資料を収集、保存し、将来へ継承するとともに、多様な価値観や個性に触れる機会を提供し、市民の暮らし、学び、活動を支える図書館サービスをめざします。

３．めざす姿と基本方針

（１）めざす姿　～暮らしにとけこむ　知のネットワーク～

本市の図書館サービスは、市民の知る自由を保障し、市民が必要な資料や情報にアクセスできるよう、サービス全体を一体的につなぎ、市民の暮らしの中で利用できる仕組みを整えます。

また、市民の暮らし、仕事、学び、地域活動に役立つ資料と情報を収集・提供し、市民の知的好奇心に応えるとともに、日々の困りごとや地域の課題解決を資料・情報の面から支えます。

さらに、本と出会う楽しさ、新たな情報を得る喜び、多様な価値観や個性、魅力ある地域文化と出会う機会を提供し、市民とともに成長する図書館サービスをめざします。

（２）基本方針

基本方針は、基本理念に基づき、めざす姿を実現するための取組の方向性を示すものです。

市民ニーズの多様化や情報環境の変化、少子高齢化等を踏まえ、継続すべき施策は継続し、必要な見直しと改善を行います。取組の推進に当たっては、第２期計画で掲げた「知の拠点」としての役割を継承しつつ、建物としての拠点に限定せず、市民が資料・情報・学びにアクセスできる「知のネットワーク」へ発展させます。

このため、次の３つを基本方針とします。

基本方針１　市民の知る自由を保障し、だれもが必要な資料・情報にアクセスできる仕組みをつくります

年齢、しょうがいの有無、言語、居住地域、生活時間などにかかわらず、すべての市民が必要な資料や情報にアクセスしやすい環境を整えます。来館による利用だけでなく、多様な方法で図書館サービスを受けられる仕組みを広げます。

基本方針２　市民の知的好奇心に応え、暮らしや学びに役立つ資料と情報を提供します

市民の読みたい、知りたい、調べたいという思いに応えるため、資料の収集・保存・提供、レファレンス、情報発信を充実させます。暮らし、仕事、子育て、学習、地域活動など、日々の生活や課題解決に役立つ資料と情報を提供します。

基本方針３　多様な価値観、個性、地域文化との出会いの機会を創出します

読書や学びを通じて、多様な考え方や生き方、文化に触れる機会をつくります。また、長浜の歴史、文化、地域資料を収集・保存・活用し、地域の記憶を未来へつなげるとともに、市民が地域への理解と愛着を深めることを支えます。

第４章　基本目標

第３章では、本市の図書館サービスがめざす姿を実現するため、３つの基本方針を定めました。本章では、これらの基本方針を具体的に展開していくため、５つの基本目標を定めます。

目標１　市民の役に立つ図書館サービスをめざします

目標２　だれもが利用できる図書館サービスをめざします

目標３　子どもと本をつなぐ図書館サービスをめざします

目標４　地域の記憶と文化を未来へつなぐ図書館サービスをめざします

目標５　市民とともにつくる図書館サービスをめざします

３つの基本方針と５つの基本目標は、一つずつ対応するものではありません。一つの基本目標が複数の基本方針の実現に関わり、相互に関連しながら、めざす姿である「暮らしにとけこむ　知のネットワーク」の実現を支えるものです。基本方針と基本目標の主な関係は、次のとおりです。

図表８　基本方針と基本目標の関係

◎：中心的に対応するもの　○：関連して対応するもの

基本目標	基本方針１ 市民の知る自由を保障し、だれもが必要な資料・情報にアクセスできる仕組みをつくります	基本方針２ 市民の知的好奇心に応え、暮らしや学びに役立つ資料と情報を提供します	基本方針３ 多様な価値観、個性、地域文化との出会いの機会を創出します
目標１　市民の役に立つ図書館サービス	○	◎	○
目標２　だれもが利用できる図書館サービス	◎	○	○
目標３　子どもと本をつなぐ図書館サービス	◎	○	◎
目標４　地域の記憶と文化を未来へつなぐ図書館サービス	○	○	◎
目標５　市民とともにつくる図書館サービス	○	○	◎

目標１は、資料・情報の収集・提供やレファレンスを通じて、主に基本方針２を具体化するものです。

目標２は、利用を妨げるさまざまな要因を取り除き、主に基本方針１を具体化するものです。

目標３は、すべての子どもの読書機会を支えるとともに、本や多様な価値観との出会いを広げるものです。

目標４は、地域資料の収集・保存・活用を通じて、地域文化との出会いと継承を進めるものです。

目標５は、市民の参画や協働を通じて、図書館サービスを市民とともに育てるものです。

【目標１】市民の役に立つ図書館サービスをめざします

《目標の考え方》

「市民の役に立つ」とは、誰もが、読みたい、知りたい、調べたいと思ったときに、必要な資料や情報にアクセスでき、学びや調査、課題解決に生かすことができることを意味します。そのためには、単に蔵書冊数を増やすのではなく、資料の質と鮮度を保ち、探しやすく提供するとともに、予約・リクエストやレファレンスに的確に応えることが重要です。

また、図書館には、目的の資料を検索して利用するだけでなく、書架を巡り、実際に資料を手に取る中で、思いがけない本や情報に出会える場としての役割があります。こうした偶然の出会いも大切にしながら、対面によるサービス、資料配送、デジタル資料など、多様な方法を組み合わせ、市民の暮らしや学びを支える資料・情報提供を進めます。

《主な取組》

① 市民の多様な資料要求に応えるため、資料を幅広く収集するとともに、質と鮮度を重視した蔵書構成の充実を図ります。
② 選書・除籍・更新を計画的に行い、利用者が必要な情報に迅速にアクセスできる蔵書構成と、資料に出会いやすい提供方法を整えます。
③ 暮らしに密着したテーマ別の情報提供や展示・講座等の実施により、学習や活動のきっかけを提供します。
④ レファレンスサービスの充実を図り、対面はもちろんのこと、メール等による相談受付も活用しながら、利用者が必要な資料や情報にたどり着き、自ら調べ、学び、判断できるよう支援します。
⑤ レファレンス事例や回答例の蓄積と活用を進め、サービスの質の向上を図ります。

⑥　電子書籍等のデジタル資料の活用を拡充し、自宅等からも資料にアクセスできる環境を整備します。
⑦　暮らしの身近なところで図書館サービスが利用できるよう、資料や情報の多様な提供方法の充実を図ります。
⑧　市民活動や行政サービス、専門機関・関係機関と連携し、図書館だけでは解決が難しい相談については、適切な機関につなぐレファレンスサービス（※16）を充実します。

《成果指標項目》

- 市民１人当たりの年間貸出冊数（貸出密度）
- レファレンス事例の公開件数

【目標２】だれもが利用できる図書館サービスをめざします

《目標の考え方》

「だれもが利用できる」とは、図書館までの距離や移動手段の有無だけでなく、年齢、しょうがいの有無、子育てや介護の状況、使用する言語、生活時間などにかかわらず、必要な資料や情報にアクセスできることを意味します。物理的な利用だけでなく、読書バリアフリー（※17）、多言語対応、案内や手続きの分かりやすさを含め、利用しにくい要因を取り除くことが重要です。

図書館サービスの利用を妨げる要因は、一人ひとりの状況によって異なります。来館を前提としないサービス、アクセシブルな資料やデジタル資料、多言語による情報提供、利用手続きの簡便化などを組み合わせ、関係機関とも連携しながら、それぞれの状況に応じた方法で資料や情報を利用できる環境を整えるとともに、デジタル機器の利用に不慣れな人にも必要な資料や情報が届くよう、対面での案内や利用支援を行います。

《主な取組》

①　図書館から遠い地域に住む人や来館が難しい人に対し、一人ひとりの状況に応じて暮らしの身近なところで資料や情報を受け取れるサービスを充実します。
②　しょうがいの有無にかかわらず、すべての市民の読書環境を整備するため、電子書籍及びアクセシブルな書籍の充実を図ります。
③　しょうがいのある人の図書館利用を支えるボランティアを養成する講座を開催するなど、人材の育成を図ります。
④　外国語を母語とする人に役立つ資料の収集・提供を進めます。

⑤　しょうがいのある人、子どもや子育て中の人、高齢者など来館しての利用が困難な人や、日本語を母語としない人など情報取得に支援が必要な人にもきめ細かく資料と情報を届けるため、市の担当課や関連団体と積極的に連携・協力し、図書館サービスの周知と向上を図ります。
⑥　案内や利用手続きの分かりやすさと簡便性を高め、だれもが利用しやすい環境を整えます。

《成果指標項目》

- 人口に占める利用者の割合（実利用者率（※18））
- 市在住の外国人の状況にあわせた必要な言語の資料の年間購入冊数
- 郵送貸出・ゆうメールの利用回数
- オーディオブックの年間利用件数

【目標３】子どもと本をつなぐ図書館サービスをめざします

《目標の考え方》

「子どもと本をつなぐ」とは、乳幼児期から高校生世代まで、子どもが発達段階や一人ひとりの状況に応じて、図書館、学校・園、家庭、地域などのさまざまな場で本と出会い、読書の楽しさを知り、自主的に読書に親しめることを意味します。

「長浜市子ども読書活動推進計画」（第４次）に基づく「けやきっ子プロジェクト」（※19）の取組を進めるとともに、学校・園・家庭、地域、関係機関との連携を深めます。第２章で整理した子ども・若者の読書環境の変化を踏まえ、乳幼児期から高校生世代まで切れ目なく本と出会える環境を整え、子どもと本をつなぐ大人への支援も進めます。

《主な取組》

①　「長浜市子ども読書活動推進計画」（第４次）に沿い、乳幼児からおおむね 18 歳までの子どもを対象に、学校・園、家庭、地域、関係各課や機関と連携しながら、子どもの読書活動の推進に必要な施策を実施します。
②　子どもたちの本を活用した学習活動や図書館見学、また職場体験等の機会を通じて、生涯にわたる図書館サービスの利用の礎を築きます。
③　学校における読書環境整備や読書活動、調べ学習（※20）を積極的に支援します。
④　司書教諭（※21）や学校司書の活動を支援し、資料や情報提供を行います。
⑤　読書環境や読み聞かせ環境の整備など、園への支援を強化します。

⑥　読み聞かせや図書整理等のボランティア活動を支援するための実践的な講習会や講座を開催し、スキルアップと育成を図ります。
⑦　YA 世代（※22）に向けて、本や読書への興味・関心を喚起するような取組を行います。
⑧　教師や保育者が読書や本についての理解を深められるよう、関係機関が行う研修会等に協力します。
⑨　教師や保育者が教育活動や教材研究のために必要とする資料を充実させ、提供します。

《成果指標項目》

- 市立図書館の団体貸出を利用した園の割合
- 市立図書館の団体貸出を利用した小学校の割合
- 市立図書館の団体貸出を利用した中学校の割合
- 小学４年生～小学６年生の１か月間の読書冊数が０冊の割合
- 中学１年生～中学３年生の１か月間の読書冊数が０冊の割合
- 13 歳～18 歳の市民１人当たりの年間貸出冊数

【目標４】地域の記憶と文化を未来へつなぐ図書館サービスをめざします

《目標の考え方》

「地域の記憶と文化を未来へつなぐ」とは、長浜の歴史、文化、自然、産業、市民の暮らしなどに関する資料や情報を収集・保存し、現在の市民の学びや調査に役立てるとともに、将来の世代へ継承することを意味します。また、これらの資料や情報を広く提供することは、市民が地域の現状や課題を理解し、自ら考え、判断し、地域づくりに関わるための基盤となるものであり、図書館が担う重要な役割です。

地域に関する資料には、その地域でしか得られず、失われると再び収集することが難しいものもあります。行政資料、市政情報、地域資料、貴重資料を体系的に収集・保存し、必要に応じてデジタル化するとともに、その存在を積極的に周知し、利用につなげます。また、専門的な相談については、博物館、資料館、行政機関、研究者等と連携し、必要な資料や情報にたどり着けるよう支援します。

《主な取組》

① 行政資料や市政情報を体系的に収集するため、市役所各課・機関や関係団体と連携した体制づくりを進めます。
② 研究者や地域の歴史を知る市民の協力を得ながら、地域資料の収集に努めます。
③ 図書館が所蔵する地域の貴重資料のデジタルアーカイブ化を推進します。
④ 地域の歴史や民俗に関する専門的なレファレンスに対応したり、歴史的資料を網羅的に整備したりするため、市内の博物館や資料館等と連携して収集・保存・活用・提供を進めます。
⑤ 行政資料、地域資料等の情報について、積極的な周知に努めます。
⑥ 博物館や資料館の企画行事と関連付けた資料提供や展示を行います。
⑦ 図書館の資料だけでは解決が難しい専門的な相談について、関係機関へ適切につなぐレフェラルサービス（関係機関への橋渡し）の充実を図ります。

《成果指標項目》

- デジタルアーカイブの提供資料数
- 市民や関係機関などとの協働事業・図書館の自主事業数

【目標５】市民とともにつくる図書館サービスをめざします

《目標の考え方》

「市民とともにつくる」とは、図書館が市民にサービスを一方的に提供するだけでなく、市民が図書館の事業や運営に関心を持ち、知恵や経験、活動を持ち寄りながら、図書館サービスをともに育てていくことを意味します。

市民の声を聴き、サービスの改善に反映できるよう検討するとともに、ボランティア活動、市民との協働事業、作品や活動の発表など、市民がそれぞれの方法で関わることのできる機会を広げます。また、市民と図書館をつなぎ、市民の学びや活動を支援することのできる司書の育成を進めます。

《主な取組》

① 市民の協力を得て事業を開催したり、市民の主催事業を図書館が支援するなど、市民の図書館運営への参画を促進します。
② 図書館に関わって活動するボランティアが継続し安定して活動できるように支援します。
③ 図書館のサービスを検証し、意見を述べる機関として図書館協議会を活用し、図書館サービスの向上につなげます。

④　利用者や未利用者から図書館サービスについて広く意見を聴き、サービスの向上に反映できるよう検討します。
⑤　個人や団体が、作品を展示したり活動を発表したりできる機会を提供します。
⑥　市民に信頼され、市民活動を支援することができる司書の育成を図ります。

《成果指標項目》

- 市民や関係機関などとの協働事業・図書館の自主事業数（再掲）
- 登録ボランティア数

第５章　重点施策

第４章では、図書館サービスを通じて「何を実現するか」を示すものとして、５つの基本目標を定め、それぞれの基本目標に基づき継続して進める主な取組を示しました。

本章では、５つの基本目標を着実に実現するため、図書館サービスの提供体制や利用環境に関して、複数の基本目標に関わり、計画期間中に優先的に進める施策を「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、基本目標とは別の目標を設けるものではなく、限られた施設・資料・人を有効に活用しながら、市民が必要な資料・情報・学びに将来にわたって継続してアクセスできるよう、５つの基本目標を支え、その実現を加速させるものです。

重点施策の考え方

知のネットワークの最適化と、暮らしの中で利用できるサービスの充実

第２章で整理したとおり、本市では、図書館の利用方法が多様化し、図書館から遠い地域に住む人や来館が難しい人にも、資料や情報を届ける仕組みが求められています。一方、図書館施設の老朽化や維持管理経費の増加が見込まれており、すべての施設を現在と同じ規模・機能で維持することを前提とした運営は難しくなっています。

５つの基本目標を将来にわたって着実に進めるためには、各施設を個別に考えるのではなく、長浜図書館と高月図書館を軸に、さまざまなサービス拠点や提供方法を組み合わせ、それぞれの役割を生かした多様なサービス提供体制を構築する必要があります。

このため、本計画の期間中は、図書館サービスの質を確保しながら、提供拠点、提供方法、職員体制及び利用環境を一体的に見直し、次の４つの重点施策を進めます。施策の実施にあたっては、利用状況や市民ニーズを継続的に検証するとともに、サービス内容、代替手段、利用者への影響を整理し、市民の理解を得られるよう努めながら進めます。

また、本計画で示す方向性を踏まえ、各図書館施設の役割・機能、施設整備や維持管理等の具体的な方向性を明らかにするため、令和９年度中に図書館施設の個別施設計画を策定します。

【重点施策１】長浜図書館の中央図書館機能を強化します

長浜図書館は、市全体の図書館サービスを支える中央館として、資料・情報の収集や選書、保存、調査相談、児童サービス、しょうがい者サービス、地域資料の収集・保存、デジタルアーカイブ、学校・園、地域団体との連携など、全市的な機能を担います。

また、サービス拠点を支えるため、資料配送や予約・リクエストへの対応、レファレンス支援、職員研修、サービスの企画調整、統計・評価など、市立図書館全体の運営を総合的に調整するとともに、サービス提供体制の再構築に伴う業務量の変化を把握し、業務分担や職員配置を検証します。

本計画では、長浜図書館に資料・情報・専門性を集約するだけでなく、そのサービスを市内全域へ届ける仕組みを強化します。中央館が市全体の「知のネットワーク」の核となり、市民が必要な資料や情報にアクセスできる体制を整えます。

≪主な取組≫

① 本市全体の資料収集・選書・保存機能を強化します。
② レファレンス、児童サービス、アクセシブルサービス等の専門機能を高めます。
③ 各館・各サービス拠点への資料配送や運営支援を充実します。
④ 学校・園、行政機関、地域団体等との連携を進めます。
⑤ 図書館サービス全体の企画調整や統計、評価、職員研修を担います。
⑥ 司書職員の確保・育成のあり方を検討し、中央図書館を中心に専門性を継承できる職員体制の整備を図ります。
⑦ 図書館施設の個別施設計画において、長浜図書館の役割や機能を整理し、安定した利用環境の確保に努めます。

【重点施策２】高月図書館は北部拠点館として、機能を充実させます

高月図書館は、北部地域における図書館サービスの中心的な役割を担う北部拠点館として位置づけます。貸出・返却や予約資料の受取、レファレンス、読書相談、地域資料の提供、子ども読書支援など、基本的な図書館機能を担います。

また、本市は市域が広く、北部地域は長浜図書館から距離があるため、高月図書館が北部地域の各サービス拠点や地域活動とつながる中継地点としての役割も担います。

そのため、地域住民の身近な情報拠点として、年齢やしょうがいの有無等にかかわらず、幅広い利用者の日常的な読書や学びを支える図書館サービスを提供します。

加えて、子育て世代や子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを進めるため、館内の一部を子育て応援フロアとして再整備することを検討します。小さな子ども連れの家族から小学生・中高生世代まで、それぞれが気兼ねなく過ごせる空間とし、保護者にとっても読書や情報収集ができる場となるよう工夫します。

さらに、隣接する屋外空間（出会いの森）を効果的に活用し、 屋内にとどまらない読書・交流・体験の場を提供します。近接する子育て支援センターや保健センター、学校・園、地域のボランティア・NPO 等の多様な主体と連携し、読書を通じて子どもの成長を応援する場所づくりを推進します。

本計画では、建物の長寿命化やバリアフリーなど必要な対策を行いながら、単に既存機能を維持するだけでなく、北部地域の暮らしや学びを支える拠点としての機能を充実させます。

≪主な取組≫

① 北部拠点館として、貸出・返却、予約資料の受取、読書相談等の基本機能を維持・充実させます。
② 北部地域における資料配送やサービス連携の中継拠点としての役割を担います。
③ しょうがいのある人、子どもや子育て中の人、高齢者などへの資料提供、読書相談、情報提供を充実させるとともに、利用状況や相談内容を踏まえ、北部地域の暮らしや学びを支えるサービスを展開します。
④ 館内の一部を子育て応援フロアとして再整備することを検討し、子ども・子育て世代・若者が安心して過ごせる居場所を整えます。
⑤ 隣接する屋外空間（出会いの森）の活用を検討し、屋内外を通じた読書・交流・体験の機会の充実を図ります。
⑥ 子育て支援センター、保健センター、学校・園、地域のボランティア・NPO 等と連携し、多様な主体による子どもの成長を応援する取組を推進します。
⑦ 図書館施設の個別施設計画において、高月図書館の長寿命化やバリアフリー化など、安定した利用環境の確保に努めます。

【重点施策３】サービス拠点（分室（※23）、移動図書館（※24）、ブックステーション（※25）等）を活用した新たなサービス提供体制を構築します。また、利用状況等を踏まえながら、より効果的・効率的な体制へ随時更新します。

長浜図書館及び高月図書館から遠方の地域については、各エリアで提供する図書館サービスを整理したうえで、分室、移動図書館、ブックステーション等を組み合わせた新たなサービス提供体制を構築します。

本計画における「サービス拠点」とは、中央図書館及び北部拠点館を補完し、市民が暮らしの身近なところで図書館サービスを利用できる、コンパクトな提供場所・提供方法を総称するものです。具体的には、一定の蔵書を備え、定期的に資料の入れ替えを行う身近な読書拠点である「分室」、車両等により地域を巡回し、資料の貸出・返却や予約資料の受取などを行う「移動図書館」、予約資料の受取や返却などを中心とする簡易なサービスの提供を行う「ブックステーション」を想定します。また、移動販売車や商業施設等と連携した返却支援サービス、返却ポストなども、図書館サービスを暮らしの中で利用しやすくする仕組みとして、サービス拠点に含めて整理します。

サービス拠点については、利用状況、周辺公共施設や商業施設等の配置、交通条件、既存施設の老朽化の状況などを踏まえ、どのようなサービス提供方法が効果的・効率的であるかを検討したうえで設定します。既存の施設にこだわるのではなく、資料の貸出・返却、予約資料の受取、読書相談、読書機会の提供など、市民が暮らしの中で利用しやすい図書館サービスを継続的に受けられる仕組みづくりが重要です。

現在の地域館（浅井・びわ・虎姫・湖北図書館）やサービスポイント（木之本・余呉・西浅井）については、これまで担ってきた役割や利用状況、施設の状態、周辺施設との連携可能性などを踏まえ、分室、移動図書館、ブックステーション等によるサービス提供も含めて、今後の役割やサービス提供のあり方を再構築します。あわせて、各地域館については、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、複合化・多機能化、図書館機能の移転、施設の利活用などの可能性を、今後のサービス提供のあり方と一体的に整理します。

図表９　各サービス拠点の機能（イメージ）[1]

名称	図書資料の返却	予約資料の受取	配架図書の有無	職員の配置
分室	○	○	○	○[2]
移動図書館	○	○	○	○
ブックステーション	○	○	×	×
返却支援サービス・返却ポスト	○	×	×	×

1　○は主に提供する機能を示します。実際の開設日、巡回日、受取方法、相談体制等は、設置場所や運用形態に応じて定めます。

2　職員の配置には、市職員（司書等）のほか、設置する施設や連携先、業務委託先の職員による配置を含みます。

≪主な取組≫

① 利用状況や施設状況、交通条件等を踏まえ、各エリアで提供する図書館サービスを整理します。

② 分室や移動図書館、ブックステーション等を組み合わせたサービス提供体制を再構築します。

③ 商業施設やまちづくりセンター、公共施設、生活関連施設等との連携を進めます。

④ 予約資料の受取、返却、貸出、読書相談など、身近な場所で利用できる機能を整えます。

⑤ 利用実績や市民ニーズを把握し、サービス拠点の設置場所や運用方法を継続的に検証し、より利用しやすい形へ最適化を図ります。

⑥ 図書館サービス機能の移転や、既存施設の複合化・多機能化を検討する場合は、サービス内容、代替手段、利用者への影響を整理し、市民に丁寧に説明し、理解を得られるよう努めながら進めます。

⑦ 図書館施設の個別施設計画において、浅井・びわ・虎姫・湖北図書館の施設の方向性、実施内容、実施時期等を整理します。

【重点施策４】多様な利用に応えるサービス内容と利用環境の充実を図ります

図書館の利用方法は多様化しており、開館時間内に来館できる人だけを前提としたサービスでは、十分に市民ニーズに対応できているとはいえません。仕事や子育て、介護、通学、交通手段の有無などにより、図書館を利用できる時間や方法は人によって異なります。

このため、利用内容の内訳や予約資料の受取状況、曜日・時間帯別の利用状況などを分析し、中央館、北部拠点館、サービス拠点（分室、移動図書館、ブックステーション等）の役割に応じて、開館日・開館時間や予約資料の受取方法を検討します。あわせて、開館時間外でも予約資料を受け取れる仕組みや、連携する複合施設・商業施設等の特性を生かしたサービス提供方法など、生活時間に応じた多様なサービス提供を進めます。

こうしたサービス体制は、利用状況や市民ニーズ、民間施設・公共施設との連携の可能性、デジタルサービスの普及状況などを踏まえ、継続的に検証し、より利用しやすい形へ最適化を図ります。

あわせて、非来館型の利用に応えるため、電子図書館（※26）の導入等を検討するとともに、第４章に掲げるデジタルアーカイブを含む各種デジタル資料に、時間や場所を問わずアクセスできる環境を整えます。また、デジタル資料は、来館が難しい人や紙の本を読むことが困難な人、多忙な市民にとっても有効なサービスとして活用します。対面サービスの価値を大切にしながら、デジタル資料も組み合わせ、時間や場所にとらわれず資料・情報にアクセスできる環境の充実に取り組みます。

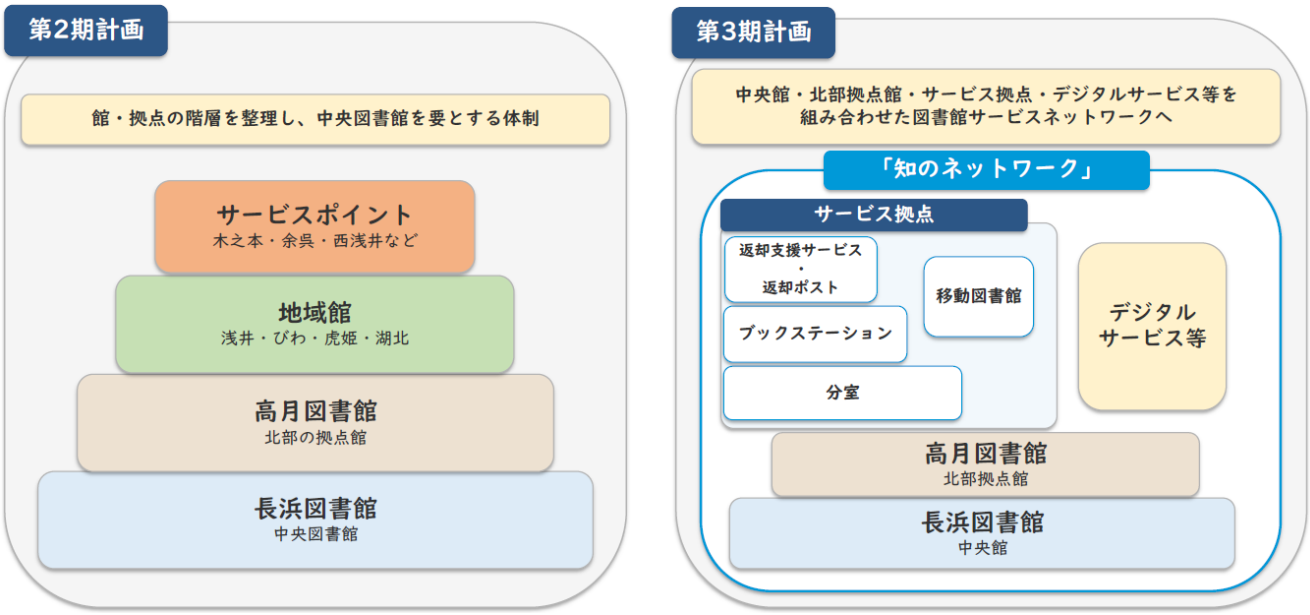
≪主な取組≫

① 利用実態を分析し、各館・各サービス拠点の役割に応じた開館日・開館時間等を検討します。
② サービス提供時間や受取方法の拡充を検討します。
③ 連携する複合施設や商業施設等の特性を生かした柔軟な運用を進めます。
④ 電子書籍等のデジタル資料の充実に取り組むため、電子図書館の導入を検討します。
⑤ 対面サービスとデジタルサービスを組み合わせ、だれもが利用しやすい環境を整えます。

≪重点施策全体の成果指標項目≫

- 利用者アンケートで「利用目的を十分達成できた/ある程度達成できた」と回答した人の割合
- 中央館・北部拠点館以外のサービス拠点の設置状況

図表 10　第２期計画と本計画におけるめざす図書館体制の比較イメージ



第６章　成果指標の設定と評価

めざす知のネットワークの実現に向け、成果指標・目標数値を設定し、成果指標の達成状況に基づく検証を行います。達成状況は、成果の自己点検・評価を行うとともに、図書館協議会による点検・評価を行った後、結果を市民に公表します。同時に、PDCA サイクル（※27）に基づく進行管理により、サービスや運営の改善に結びつけ、より効果的で効率的にサービスが提供できるよう、年次計画等に反映させます。

基本目標・重点施策の成果指標・目標数値

区分		指標項目	単位	現状値		R13 年度末の目標値
				年度	数値	
基本目標	【目標１】	市民１人当たりの年間貸出冊数（貸出密度）	冊/人	R7	7.1	7.7
		レファレンス事例の公開件数	件	R7	74	165
	【目標２】	人口に占める利用者の割合（実利用者率）	%	R7	12.6	15
		市在住の外国人の状況にあわせた必要な言語の資料の年間購入冊数	冊	R7	44	50
		郵送貸出・ゆうメールの利用回数	回	R7	67	75
		オーディオブックの年間利用件数	件	R8	令和８年度実績をもとに目標値を設定	
	【目標３】	市立図書館の団体貸出を利用した園の割合	%	R7	41	51
		市立図書館の団体貸出を利用した小学校の割合	%	R7	88	100
		市立図書館の団体貸出を利用した中学校の割合	%	R7	58	75
		小学４年生～小学６年生の１か月間の読書冊数が０冊の割合	%	R7	1.7	1.0
		中学１年生～中学３年生の１か月間の読書冊数が０冊の割合	%	R7	6.7	5.7
		13 歳～18 歳の市民１人当たりの年間貸出冊数	冊/人	R7	3.5	4.4
	【目標４】	デジタルアーカイブの提供資料数	件	R7	0	300
		市民や関係機関などとの協働事業・図書館の自主事業数	回	R7	45	45
	【目標５】	市民や関係機関などとの協働事業・図書館の自主事業数（再掲）	回	R7	45	45
		登録ボランティア数	人	R7	87	92
重点施策		利用者アンケートで「利用目的を十分達成できた/ある程度達成できた」と回答した人の割合	%	R8	令和８年度実績をもとに目標値を設定	
		中央館・北部拠点館以外のサービス拠点の設置状況	箇所	R7	7※	20

※　現状値７か所は、地域館４館（浅井・びわ・虎姫・湖北図書館）及び
サービスポイント３か所（木之本・余呉・西浅井）の合計です。

用語集

番号	ページ	語句	意味
※1	5	レファレンス	参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。
※2	5	電子書籍	書籍の内容をデジタルデータ化して、コンピュータなどの機器を通して読めるようにした出版物。
※3	5	アクセシブル	近寄りやすいさま。利用しやすいさま。高齢であったりしょうがいを抱えていたりといった身体の能力の差異を抱える人だけでなく、いかなる能力や環境にかかわらず、サービスやコンテンツを利用できるようにすること。
※4	7	団体貸出	園・学校や読書グループなどの団体を対象に、まとまった冊数の本を長期間貸し出す図書館のサービス。
※5	8	予約	利用者の求める資料が図書館になかったとき、申込みをしてもらって、後日その資料を利用者に提供する制度。
※6	8	リクエスト	「予約」のうち、申込み時点で図書館に所蔵していない資料を、購入または市外の図書館から借り受けるなどして利用者に提供する制度。
※7	9	義務教育学校	義務教育として小学校の六年間と中学校の三年間の課程を一貫して教育する学校。
※8	9	学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。
※9	9	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもを学校の放課後や長期休業中に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する場所。
※10	10	デジタルアーカイブ	図書館や美術館・博物館、文書館などの所蔵資料や所蔵品のデジタルデータをデータベース化したもの。（国立国会図書館 HP から引用。）
※11	10	市民まちづくりセンター	地域における市民主体の特色あるまちづくりの拠点。『長浜市市民まちづくりセンター条例』の規定により設置。
※12	10	複本	同一タイトルの資料が複数あること。

※13	11	学校貸出資料配送事業	長浜市内の小・中学校(義務教育学校を含む)を巡回し、依頼された図書館資料の配送と返却本の回収を行う事業。
※14	14	図書館協議会	図書館法で「置くことができる」とされ、図書館の管理運営に関し図書館長の諮問に応じ、また図書館のおこなう奉仕活動に対して意見を述べる機関で、本市では「長浜市図書館条例」により設置している。
※15	16	ユニバーサル・アクセス	年齢、身体的特徴、居住地域、所得水準などのいかんにかかわらず、誰もが情報やサービス、インフラへ公平かつ自由にアクセスできる権利や概念。
※16	21	レフェラルサービス	文献や情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。
※17	21	読書バリアフリー	視覚障害者や読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害があるなどの理由により、読書に困難を感じている方に向けて、自分に合った方法で読書できる社会の実現に向けて、本をさまざまな形式で提供することです。（熊本県立図書館HPから引用。）
※18	22	実利用者率	その地域に住む住人のうち一年間で1回以上図書館の資料を借りた人の割合。市民への浸透度やサービスの公平性を評価することのできる指標の一つ。
※19	22	けやきっ子プロジェクト	長浜市の子どもたちが本に親しみ、自ら学ぶ力を育むことを目的とした読書推進等の取組。名称は、市の木「けやき」になぞらえ、「大地に根を張って知識を吸収し、太い幹のように生きる力を身につけ、想像の枝を広げる子どもたち（＝けやきっ子）」を育成したいという願いに由来する。
※20	22	調べ学習	一人一人が疑問や興味をもったことについて調べ、分かったことや考えたことをまとめる学習。（長浜市教育委員会HPから引用。）
※21	22	司書教諭	学校図書館の専門的職務を担うために、学級数が12学級以上の学校に、この資格を持った教員を充てるとされている。（学校図書館法第5条及び附則第二項）
※22	23	YA	Young Adultの略。主に小学校高学年から高校生の子どもをさす。

※23	29	分室	一定の蔵書を備え、資料を定期的に入れ替える読書拠点のこと。
※24	29	移動図書館	図書館を利用しにくい地域の人のために、利用者の近くまで資料と職員が移動し、貸出やレファレンスなどの図書館サービスを提供する仕組み。
※25	29	ブックステーション	予約資料の受取・返却を中心とする簡易なサービス拠点のこと。
※26	31	電子図書館	電子化された資料を蓄積保存して、利用者が来館あるいは来館しなくても、コンピュータを通じて必要な資料を検索し、利用できる図書館。
※27	33	PDCA サイクル	Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）をくり返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

資料

１．協議機関

２．策定の経緯

３．ユネスコ公共図書館宣言

４．図書館の自由に関する宣言

５．図書館員の倫理綱領

６．これからの長浜市立図書館サービスのあり方について

６－１　地域館およびサービスポイントの効果的かつ効率的な役割と運営について（諮問）

６－２　これからの長浜市立図書館サービスのあり方について（答申）

７．図書館施設の概要資料

Ⅰ．協議機関

（１）令和８年度長浜市図書館基本計画（第３期）策定にかかる懇談会（敬称略）

	氏名	区分	備考
会長	山本　昭和	学識経験者	椙山女学園大学教授
副会長	山内　真紀	社会教育関係者	長浜市地域活力プランナー
委員	井上　勝	学識経験者	滋賀文教短期大学附属図書館長
委員	鈴木　茂喜	社会教育関係者	市社会福祉協議会地域福祉部長
委員	小北　晶男	学識経験者	元米原市立図書館長
委員	藤居　みよし	社会教育関係者	読み聞かせボランティア会員
委員	森　　治美	家庭教育関係者	南郷里小読書ボランティア紙風船 会員
委員	福永　かおる	学校教育関係者	中学校代表
委員	金澤　潔	学校教育関係者	小学校代表
委員	杉田　幸弥	学校教育関係者	保・幼・認定こども園代表

（２）令和８年度庁内関係課検討会議

所属		氏名	職名（兼務）
１	財政課	松井　直矢	副参事（財産活用推進係長）
２	政策デザイン課	岸田　洋平	課長代理
３	北部政策課	音羽　勇雄	課長代理（北部政策係長）
４	市民活躍課	堤　　昭彦	課長代理
５	長寿推進課	木下　由紀子	副参事（地域包括支援第二係長）
６	教育指導課	西田　和歌子	課長代理（学校教育係長）
７	幼児課	清水　いづみ	主幹
８	生涯学習課	松本　直樹	課長代理
９	生涯学習課	伊藤　直美	課長代理（図書館企画サービス係長）

２．策定の経緯

令和７年２月	図書館協議会諮問「地域館およびサービスポイントの効果的かつ効率的な役割と運営について」
５月	図書館協議会答申「これからの長浜市立図書館サービスのあり方について」
７月	計画策定着手 教育委員会委員協議会　着手報告
９月	総務教育委員会　着手報告 関係課検討会議メンバー選出
10月	第１回　関係課検討会議
11月	第２回　関係課検討会議
12月	第１回　策定にかかる懇談会
令和８年２月	第３回　関係課検討会議 第２回　策定にかかる懇談会
５月	第４回　関係課検討会議 第３回　策定にかかる懇談会
６月	第４回　策定にかかる懇談会（書面開催）
７月	教育委員会委員協議会　中間報告
８月	第５回　策定にかかる懇談会 第５回　関係課検討会議 第６回　策定にかかる懇談会（書面開催）
９月	全庁照会 第７回　策定にかかる懇談会

３．ユネスコ公共図書館宣言

ＵＮＥＳＣＯ　Ｐｕｂｌｉｃ　Ｌｉｂｒａｒｙ　Ｍａｎｉｆｅｓｔｏ2022

IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022

2022 年 7 月 18 日採択

原文は英語

社会と個人の自由，繁栄および発展は，人間にとっての基本的な価値である。このことは，十分に情報を得ている市民が，その民主的権利を行使し，社会において積極的な役割を果たす能力によって，はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは，十分な教育が受けられ，知識，思想，文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は，個人および社会集団の生涯学習，独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは，商業的，技術的，あるいは法的な障壁に妨げられることなく，科学や地域に関する知識をはじめとする，あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し，知識の生産を可能にし，かつ共有することによって，健全な知識社会を支える。

図書館は，どの国においても，とりわけ開発途上国において，教育を受ける権利，および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうるよう支援する。

この宣言は，公共図書館が教育，文化，社会的包摂，情報の活力であり，持続可能な開発のための，そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である，というユネスコの信念を表明するものである。

したがって，ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し，かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は，その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする，地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であっ

て，ユニバーサル・アクセスを実現し，すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため，情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また，知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な，そして市民の関与を推進するための，公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので，積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ，実効ある聞き取りによって，地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え，地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

公共図書館のサービスは，年齢，民族性，ジェンダー，宗教，国籍，言語，あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず，すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ，通常のサービスや資料の利用ができない人々，たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ），障害者，デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人，識字能力の低い人，あるいは入院患者や受刑者に対しては，特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション（蔵書）とサービスには，伝統的な資料とともに，あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い，地域の要求や状況に対応した，そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には，人間の努力と想像の記憶とともに，現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション（蔵書）およびサービスは，いかなる種類の思想的，政治的，あるいは宗教的な検閲にも，また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報，識字，教育，包摂性，市民参加，および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて，公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と，より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

・検閲のない，幅広い情報や意見へのアクセスを提供し，あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに，継続的，自発的，自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。

・個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力，創造性，好奇心と共感性を覚醒させる。

・生まれてから大人になるまで，子供たちの読書習慣を育成し，それを強化する。

・情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で，読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し，援助し，関与して，あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。

・デジタル技術を通じて，情報，コレクション，およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして，いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。

・社会的しくみの根幹に関わる図書館の役割を認識し，すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。

・利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など，科学的知識の利用を地域社会に提供し，科学的進歩に関与できるようにする。

・地域の企業，協会，利益団体に対して適切な情報サービスを提供する。

・地域と先住民に関するデータ，知識，遺産 (口頭伝承を含む)を保存し，利用できるようにする。人々の要望に沿って，確保し，保存し，共用する資料を特定する際に地域社会が積極的な役割を果せる環境を整備する。

・異文化間の交流を助長し，多様な文化が存立できるようにする。

・伝統的なメディアであっても，デジタル化資料あるいはボーンデジタル資料であっても，文化的表現・遺産の保存および有意義な利用，芸術性の評価，科学的知識や研究と新機軸へのオープン・アクセスを促進する。

財政，法令，ネットワーク

公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし，地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた，特定の，最新の法令によって維持され，国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は，文化，情報提供，識字および教育のためのいかなる長期政策においても，主要な構成要素でなければならない。

デジタル時代において，著作権と知的財産権に関する法令は，物理的資源の場合と同様に，公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を有していることを保証しなければならない。

図書館の全国的な調整および協力を確実にするため，合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが，法令および政策によって規定され，かつ推進されなければならない。

公共図書館ネットワークは，学校図書館や大学図書館だけでなく，国立図書館，広域の図書館，研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

地域社会の要求に対応して，目標，優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は，このプロセスにとって有用であり，意思決定には，地域社会の関与がなければならない。

公共図書館は効果的に組織され，専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々が，サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ，設備の整った図書館の建物，読書および勉学のための良好な施設とともに，相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

図書館サービスは，農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また，当該地域の，社会的に排除された集団，特別な支援を必要とする利用者，多言語の利用者，および先住民の要求にも対応する必要がある。

図書館員は，デジタルと伝統的なもの双方で，利用者と資源との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源は，図書館員の専門教育と継続教育と同様，現在と将来の課題に対応し，適切なサービスを確実に行うためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて，指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

利用者がすべての資源から利益を得ることができるように，アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。

継続的な調査研究は，政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために，図書館のインパクト（影響）や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので，統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

連携

連携を結ぶことは，図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者，たとえば，利用者グループ，学校，非政府組織，図書館協会，企業，そしてその他の専門職との地域，地方，全国，国際な段階での協力が確保されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者，ならびに全世界の図書館界が，この宣言に表明された諸原則を履行することを，ここに強く要請する。

（長倉美恵子・永田治樹・日本図書館協会国際交流事業委員会　訳）

４．図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言（１９７９年改訂・主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第１　図書館は資料収集の自由を有する。

第２　図書館は資料提供の自由を有する。

第３　図書館は利用者の秘密を守る。

第４　図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人　日本図書館協会

5．図書館員の倫理綱領

図書館員の倫理綱領（日本図書館協会１９８０．６．４ 総会決議）

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

第１ 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行 する。

第２ 図書館員は利用者を差別しない。

第３ 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

第４ 図書館員は図書館の自由を守り、資料 の収集、保存および提供につとめる。

第５ 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

第６ 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

第７ 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

第８ 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第９ 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

第１０ 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

第１１ 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は

第１２ 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

６．これからの長浜市立図書館サービスのあり方について

６－１　地域館およびサービスポイントの効果的かつ効率的な役割と運営について（諮問）

令和７年２月17日　長浜市立長浜図書館　館長　　森　佐江子

１．諮問の理由

長浜市の図書館は、２度にわたる合併のたびに図書館のあり方について図書館協議会の答申を受けてまいりました。平成23年の答申「これからの長浜市立図書館６館のあり方」でマネジメントを強化して責任ある運営を求められたことを受け、平成27年に「長浜市図書館基本計画」を策定し、長浜図書館を中央図書館とした新しい体制へと転換いたしました。その後、長浜図書館が新築移転することとなったことから、再び、平成30年に「中央図書館を要とした新たな長浜市立図書館のあり方について」答申をいただきました。これは、長浜図書館を中央図書館とする新しい図書館像をどのように実現していくかを明確にすることを求められたものでした。その後、令和元年12月に長浜図書館は複合施設さざなみタウンに新設移転したものの、その直後から世界中で猛威をふるった新型コロナウイルス感染拡大を受け、臨時休館を余儀なくされるなど、当初期待されたような新館運営ができない時期が長く続きました。その中にあっても、図書館サービスを止めることなく推し進めるために、令和３年「長浜市図書館基本計画」（第２期）（以下、「第２期計画」という。）を策定し、その中で、長浜図書館を中央館、高月図書館を北部拠点館、浅井・びわ・虎姫・湖北図書館を地域館と位置づけ、新しい図書館像の実現に向けて、その方向性を示しました。そして、市内のどこに居住していても中央図書館のサービスが等しく受けられる体制づくりを市民協働の視点を大事にしながら推進してまいりました。

しかしながら、コロナ禍で落ち込んだ利用は、コロナ禍前の水準まで回復したとはいえ、右肩上がりに増えているとはいえない状況にあります。また、本市では急激に人口が減少しており、合併当初約12万人だった人口は約11万人にまで減少しています。少子高齢化も進んでおり、交通手段がなく自力では図書館に行くことのできない市民が今後も増加すると見込まれます。さらに、平成５年築の高月図書館を筆頭に、長浜図書館以外の各館の老朽化が著しく、施設の維持管理に莫大な経費がかかっています。市の財政が非常に厳しい状況にある中、本来、ソフト事業にかけるべき予算がハード事業に圧迫されている状況です。

こういった状況にあっても、これまで長浜らしさを大切にしながら培ってきたサービスと、積み上げてきた運営のノウハウを継続しながら、さらに発展していくために、すべての市民が身近に図書館サービスを利用することができる環境を整えることが必要不可欠です。

つきましては、下記の事項について図書館協議会としてのご意見をいただきたく、諮問いたします。

２．諮問事項

「地域館およびサービスポイントの効果的かつ効率的な役割と運営について」

（１）地域館のあり方について

第２期計画では、浅井・びわ・虎姫・湖北の各図書館を地域館と位置づけ、めざす規模等を示したうえ、多機能化・複合化を図るとしています。

①地域館にはどのような機能があるべきか。

②具体的にどのような多機能化・複合化が望ましいか。

（２）サービスポイントのあり方について

第２期計画では、サービスポイントを市民の最も身近にあるサービス拠点と位置づけ、地域の実情に合わせて設定するとしています。

①サービスポイントはどのような形態が望ましいか。

②サービスポイントにはどのような機能があるべきか。

６－２　これからの長浜市立図書館サービスのあり方について（答申）

令和７年５月２３日　長浜市図書館協議会

はじめに

長浜市図書館協議会は令和７年２月 17 日、長浜市立長浜図書館長より「地域館およびサービスポイントの効果的かつ効率的な役割と運営について」と題する諮問を受けた。地域館は老朽化が進行し設備や建物の更新時期にもあたるが、長浜市の財政事情が非常に厳しいことから、現状を維持していくことは難しい等の説明があった。このような状況のもと、今後の地域館とサービスポイントのあり方について、図書館協議会に対して意見を求めるものであった。

図書館協議会では小委員会を設けて、この諮問について検討を行った。その結果をふまえて小委員会が答申案を作成し、図書館協議会での審議と了承を経たうえで本答申となった。

図書館協議会は、長浜市立図書館がこれからも市民に身近な存在であり、市民に信頼される図書館であってほしいと考える。そのような図書館を実現していただくために、地域館とサービスポイントを中心に、長浜図書館・高月図書館についても、答申ではいくつかの提言を行った。また、そのような図書館が持続可能なものであるために、資料・人・施設の面でも、いくつかの提言を行った。

この答申が、長浜市立図書館の発展に資することを期待する。

長浜市図書館協議会

会長　　山本　昭和

１．身近な図書館サービスの提供をめざして

長浜市立図書館は、「長浜市図書館基本計画」（第２期）（以下、「第２期計画」という。）に基づき、市民の身近に図書館サービスがある体制づくりに取り組んでこられた。既存の６図書館を活かしながら、さらに北部地域のまちづくりセンターの協力を得て、サービスポイント（サービス拠点）を設置し、全域サービスに努めた結果、元々図書館のなかった北部地域では、サービスを開始した当初から比較すると貸出冊数が増加し、一定数の利用者も存在するようになった。しかし数百冊の

資料を並べただけのコーナーでは、たとえ定期的な資料の更新をおこなったとしても、本来の図書館機能をもったサービスとはほど遠く、維持管理にそれなりの手間がかかるにもかかわらず、その利用には限界があった。

びわ湖とほぼ同じという広大な面積をもつ長浜市では、北部地域に限らず、図書館の空白地帯が多く、現状では、すべての市民に十分なサービスが行き届いているとはいえない。既存の施設を活用するだけでは、地域的な不均衡の解消は難しく、すべての市民に、より身近な図書館サービスの提供を目指していく必要がある。

２．市民に求められる身近な図書館サービスとは

（１）市民の暮らしに寄り添っていること

市民の暮らしのそばにあり、資料や情報を誰もが気軽に利用することができて初めて、身近な図書館サービスといえる。市民が“身近な”と感じるためには、生活圏内にあったり距離が近いといったりした物理的な近さだけではなく、心理的な近さや利用するときの手軽さも必要である。知りたいことがあったとき「図書館で聞いてみよう」とか、「時間ができたからちょっと行ってみよう」といったように、それぞれの地域や暮らしにとけ込んでいることが欠かせない。さらには、思いがけない本や人との出会いの場であったり、子どもが本に親しめる環境があったりといったことも図書館の重要な要素である。身近な図書館サービスとは、本や情報を仲立ちとして、あるいは図書館を出会いの場として人と人とがつながり、人びとの暮らしや生活がより豊かになっていくようなサービスである。

（２）確かな資料提供ができること

今後、長浜市は人口減少や少子高齢化が急速に進み、市民生活環境の変化が予測される。まだ誰も経験したことのない社会に向かっていこうとするとき、不安を解消したり知見を得たりするためには、何よりも一人ひとりの知る権利が保障されていることが不可欠である。

図書館は、市民がもっとも身近に様々な情報を得ることができる機関である。そのため、資料や情報を網羅的に収集し市民に提供できる、あるいは様々なレファレンスに応えることができるといったことは、信頼される図書館として欠かすことができない。

３．地域館に求められる役割

第２期計画では、浅井・びわ・虎姫・湖北の各図書館を地域館とし、身近な資料が揃い、読書相談に応じられる体制があると位置づけた。長浜市立図書館では、中央図書館、北部拠点館、地域館、それぞれの位置づけに合わせた蔵書構成になるように、蔵書の調整や見直し、排架の工夫が進められている。実際に地域館の開架の書架を見ると、更新は十分ではないものの、一部の棚では古い本が間引かれ新しい本も並び、面見せを増やし、魅力的な本と出会える機会の演出を感じる。

しかし一方で、浅井図書館やびわ図書館では、広い空間に本が展開されているため、既設の案内サインだけでは、不慣れな利用者が自身だけで求める資料にいきつくことが難しかったり、職員のサポートが利用者に行き届きにくいといったりした課題も見受けられる。

諮問では、長浜図書館以外の各館の老朽化が進行し、施設の維持管理にかかる経費が増大しており、限られた予算の中で、本来ソフト事業にかけるべき予算がハード事業に圧迫されているという記述もあった。たとえ規模やサービスの提供方法が変わっても、地域住民が必要なサービスを確実に受けられる機能の維持は必要である。

（１）新旧施設を活用したサービス提供方法の検討

第２期計画では、地域館は施設の有効活用を図り、相乗効果が見込め、効率的な運営ができるように、複合化・多機能化を図るとしている。現行の地域館を図書館単独で維持管理することが効率的でないと判断できる場合は、他の施設との複合化を図ることも場合によってはやむを得ない。前項で述べた、市民にとってより身近な図書館サービスを実現するためにも、様々な目的を持つ施設と複合し多機能となることでより効率的な施設運営が可能となる。

長浜市立図書館は県内で唯一、教育委員会事務局ではなく、市長部局である市民協働部に所属している。社会教育施設として様々な課題もあろうが、市民とともに図書館づくりを進める観点から、運営を工夫し維持管理していくべきであろう。

ただし、地域館の役割として、その地域住民の生活に役立つ資料が探しやすく簡単に提供できること、また、物流を確保し中央図書館の資料やサービスをしっかりと受け取れるシステムが構築されていることが重要である。複合化・多機能化によって、この役割が疎かになってはならない。そのためには、他の施設と複合化した場合であっても、図書館としての役割を果たすため、地域住民から信頼されるに足るだけの蔵書を維持し、そのサービスを可能とする一定数以上の職員を確保することが必要である。

（２）施設に依らないサービス提供方法の検討

複合化・多機能化を図るといえども、施設がある以上維持経費がなくなることはない。既存の図書館施設にこだわることなく、サービスポイントのあり方とも考えあわせ、市民がより身近と感じ、またより使いやすいサービス提供方法について十分に検討すべきである。

４．サービスポイントに求められる役割

第２期計画では、サービスポイントを市民の最も身近にあるサービス拠点とし、まちづくりセンターや移動図書館など地域の実情に合わせて設定するとしている。現在のサービスポイントは、北部の木之本・余呉・西浅井の各まちづくりセンターの３か所である。利用者の中には、読む本をたくさんの中から選びたいときは高月図書館へ行き、返却と予約本の受け取りは各まちづくりセンターを利用する等、上手な使い分けも見受けられる。しかし全体としては、貸出冊数・人数とも伸び悩んでいる。

サービスポイントを考えるうえで最低限必要なのは、そこにリアルに数万冊の新鮮な本があるということにこだわらず、市内図書館の本が自由に借りられて、自由に返せるということである。さらには、リクエストやレファレンスのサービスも気軽に受けられる方法が確保されていることも不可欠である。

「長浜市人口ビジョン」（令和７年３月策定）によると、長浜市は急速に人口減少が進んでおり、2070（令和 52）年には、5.9 万人にまで減少すると予想されている。また、地域的な偏りも大きいため、一様なサービスポイントの設置は難しいことも想定される。加えて、人口減少に伴い市税等の減収や職員数の削減も予測されるところではあるが、市のどこに住んでいても、一定の図書館サービスが受けられる環境の実現を目指すべきであろう。

さらに、子どもたちの身近に本がある環境づくりという観点から、園や学校はじめ、その他の教育、児童福祉施設等との連携も積極的に進められたい。子どもたちが多くの時間を過ごす園や学校等でも市立図書館の資料やサービスが十分活用されるような仕組みの構築について工夫が必要である。

（１）サービスポイントのあり方の検討

長浜市立図書館では、広域合併当初の地域間の不均衡をなくすため、北部地域において、既存のまちづくりセンター等図書室を活用する形で全域サービスを進めてこられた。しかし、前述したように、一定数以上に利用は増加していない。地域の

窓口的なサービスポイントのあり方について、既存の形態にこだわらず、各地域の実情に沿って検討を進めるべきであろう。

（２）様々な機能や手段を活用したサービス提供方法の検討

全国の図書館に目を向けると、駅やコンビニ、また郵便局などと連携して、予約本の受け取りや本の返却などを行っている自治体も多く存在する。長浜市立図書館の利用統計を見ても、インターネットからの予約件数が増加していることから、利用者が自身の関心のある資料を事前に検索して予約し、それらを借り受けるという利用方法に変化していることが読み取れる。図書館のよさの一つは、書架をめぐることで、知的好奇心が喚起され本との新たな出会いが生まれることであるが、利用の変化やニーズに的確に対応していくことも利用者のすそ野を広げることにつながるのではないだろうか。移動販売車で図書館の本が返却できる実証実験を開始されたが、公共施設のみならず、そういった生活インフラともいえる様々な機能やサービスとの連携も視野に入れ、図書館の自由、個人情報保護の観点に留意しつつ、長浜市らしい図書館サービスの提供方法について新たな視点での検討が必要である。

５．市民に身近な図書館サービスの提供を実現するために

市民に身近なサービスを一体的に展開していくためには、長浜市立図書館全体を統括し、市内全域に資料や情報を供給する中央図書館の役割がより重要となる。そのために、中央図書館である長浜図書館は、次のような役割を今後さらにしっかりと果たされたい。

・市民が、市内のどこに居住していても中央図書館の資料や情報またレファレンス等のサービスを利用できる図書館サービス網の構築

・長浜市立図書館全体を統括し、全体の一体的で効率的な運営の推進

さらに、人口減少が急速に進む長浜市にあって、よりそのスピードが速いのが北部地域である。また、図書館空白地帯も多い北部地域をきめ細かくカバーし、図書館利用者を増やしていくためにも、北部拠点館である高月図書館の役割や位置づけを明確にすると同時に老朽化の進む建物と設備の改善を図ることも重要である。北部地域の図書館サービスを支える拠点として、以下のことも検討されたい。

・施設の長寿命化を図るなど、北部地域のサービスを担うハード面の整備

・北部地域の情報拠点として、住民がより気軽に利用できるような付加価値の創出

６．持続可能な図書館サービスの提供をめざして

長浜市立図書館は、長浜図書館の移転と同時に長浜図書館を中央図書館とする体制に移行し、図書や雑誌また消耗品等の一括購入、会計処理や労務管理の一元化等、効率的で効果的な運営に努められている。しかし、正規職員率が低く、会計年度任用職員に頼る職員体制であり、質の高い図書館サービスを継続的に提供するには、脆弱な体制であると言わざるを得ない部分もある。長浜市民が「この図書館があってよかった」と思えるような図書館サービスを将来にわたって継続するために、図書館の構成要素である資料・人・施設について見直しが必要である。

（１）資料；デジタル資料への対応

第２期計画では、地域資料の電子化の促進を掲げているものの、実施プランの進捗状況を見ても、まったく進んでいないのが現状である。コンピュータシステム上の課題もあろうが、貴重な地域資料の散逸や劣化を防ぎ、将来にわたって活用するためには、デジタル化を進めることは欠かせない。また、遠隔地の市民にとっては、電子書籍なども有効な手段の一つであろう。現状ではコンテンツの内容や数量に制限もあるが、導入の検討を進めるべきである。

（２）人；専門職である司書正規職員の確保

滋賀県内 19 市町立および県立図書館の司書正規職員率が約 31％であるのに対し、長浜市立図書館の司書正規職員率は約 25％であり（「日本の図書館」日本図書館協会より算出）、質の高いサービスを継続するためには、不確実性が高いと言わざるを得ない。持続的に質の高い図書館サービスを提供するためには、司書正規職員が定期的に採用され、市民が必要とする良質な蔵書の構築や専門的な調査などの知識と経験を継承していくサイクルが確保されていることが欠かせない。

（３）施設；適切な開館日、開館時間の設定

これまで述べてきた、市民が身近と感じる図書館サービスを持続的に提供するためには、より市民の生活に寄り添った館運営が求められる。例えば、利用統計を見ると、図書館利用の多い曜日や時間帯に偏りがある。また前述したように、インターネットから読みたい本を予約して借り受けるといったように利用方法も変化している。全館で適正な開館日・開館時間についての検討をおこない、市民にとって利用しやすい環境とサービス水準の維持向上を図ってほしい。

おわりに

2 度にわたる合併を経て、滋賀県全体のおおよそ 6 分の 1 の面積を占め、東西 約 25 ㎞、南北約 40 ㎞という規模の長浜市が発足し 15 年、その間も少子高齢化 は進み、地域社会の空洞化など問題は山積し、将来的にその歩みは、加速度的に進行すると想定される。行政サービスとしての図書館サービスについては、徹底 した資料の貸出しとレファレンスサービスの充実、全域サービスの堅持、子どもの読書の振興などの基本的なものは、そのスタンスを保持しつつも、新たな発想、 柔軟な思考のもと、未来志向で見つめなおすことも必要となる。

館長からの諮問を受けて、協議会内に答申検討小委員会を設置し、市内の図書館および協力施設の現地視察から始め、3 回にわたる討議及びその間も度々メールなどによる情報交換により答申検討小委員会としての報告をまとめた。その後、図書館協議会の全体会で協議の上、協議会としてまとめたものが、この「これからの長浜市立図書館サービスのあり方について」である。 今後の様々な討議をはじめ、長浜市立図書館サービスのあり方についての議論に生かしていただければ幸いである。

７．図書館施設の概要資料

（１） 長浜図書館

施設名称（住所）	長浜図書館（長浜市高田町 12-34）
建築年・開館	2019 年度（令和元年度）／開館：Ｒ元.12
建物構造	鉄骨造（一部ＲＣ造） / 地上 3 階
耐用年数	34 年（令和 7 年度末時点：稼働 6 年、残 28 年）
延床面積等	延床面積 2,317 ㎡、開架面積 1,646 ㎡、敷地面積 7,377 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 180,000 冊、閉架 120,000 冊／駐車場：第一：75 台 / 第二：76 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時～午後 8 時 ・土日祝は 午前 10 時～午後 6 時
主な諸室	ビブリオルーム / おはなしのへや / サイレントルーム / 対面朗読室
管理運営・職員体制	直営／正規職員　司書 2 人・事務 4 人 、臨時・会計年度任用職員等　司書 12 人・事務 3 人
維持管理費用等 （令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 119,610 千円、うち施設維持管理関連経費 36,366 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計） うち他課予算分 13,178 千円 （光熱水費・委託料・使用料賃借料※面積按分）
直近の主な修繕・ 工事経過	―
令和 7 年度の 利用状況	開館日数：287 日　入館者数：368,750 人　個人貸出人数：91,174 人　個人貸出冊数：381,842 冊 予約・リクエスト：19,359 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：309,791 冊
概況・留意事項	令和元年度に移転開館した中央図書館。市全体のサービス調整、資料保存、レファレンス等の中核機能を担う。

写真





（２） 浅井図書館

施設名称（住所）	浅井図書館（長浜市大依町 528）
建築年・開館	1994 年度（平成 6 年度）／開館：H7.3
建物構造	鉄骨造 / 地上 1 階 / 一部 2 階
耐用年数	固定資産台帳上：34 年（令和 7 年度末時点：稼働 31 年、残 3 年）
延床面積等	延床面積 1,708 ㎡、開架面積 936 ㎡、敷地面積 8,153 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 100,000 冊、閉架 40,000 冊／駐車場：31 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 月・火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時から午後 6 時まで
主な諸室	会議室
管理運営・職員体制	直営／正規職員 1 人、臨時・会計年度任用職員等 2 人（全員司書）
維持管理費用等（令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 21,403 千円、うち施設維持管理関連経費 9,402 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計）
直近の主な修繕・工事経過	R7 工事:浅井図書館高圧引込設備改修工事（4,177,459 円） / R7 工事:浅井図書館事務室等空調設備改修工事（1,221,000 円） / R6 修繕:カウンター修繕（422,400 円）
令和７年度の利用状況	開館日数：239 日　入館者数：28,684 人　個人貸出人数：12,706 人　個人貸出冊数：72,474 冊　予約・リクエスト：6,822 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：72,219 冊
概況・留意事項	浅井文化スポーツ公園の文化ゾーンに建てられており、浅井歴史民俗資料館に隣接している。

写真





（３） びわ図書館

施設名称（住所）	びわ図書館（長浜市難波町 505）
建築年・開館	1999 年度（平成 11 年度）／開館：H11.8
建物構造	鉄筋コンクリート造 / 地上 1 階
耐用年数	47 年（令和 7 年度末時点：稼働 27 年、残 20 年）
延床面積等	延床面積 1,723 ㎡、開架面積 1,254 ㎡、敷地面積 6,273 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 130,000 冊、閉架 40,000 冊／駐車場：78 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 月・火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時から午後 6 時まで
主な諸室	集会室
管理運営・職員体制	直営／正規職員 2 人、臨時・会計年度任用職員等 2 人（全員司書）
維持管理費用等（令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 18,967 千円、うち施設維持管理関連経費 3,803 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計） うち他課予算分 6,377 千円（光熱水費・委託料・使用料※面積按分）
直近の主な修繕・工事経過	R7 工事:びわ図書館開架フロア空調設備改修工事（1,083,500 円） / R5 修繕:びわ図書館自動ドア扉修理代（84,700 円） / R5 修繕:びわ図書館和便器フラッシュバルブ修理代（77,440 円）
令和７年度の利用状況	開館日数：239 日　入館者数：33,509 人　個人貸出人数：16,697 人　個人貸出冊数：116,414 冊 予約・リクエスト：4,753 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：96,692 冊
概況・留意事項	びわ文化学習センターに隣接している。

写真





（4） 虎姫図書館

施設名称（住所）	虎姫図書館（長浜市宮部町 3445）
建築年・開館	1996 年度（平成 8 年度）／開館：H8.6
建物構造	鉄筋コンクリート造 / 地上 1 階
耐用年数	47 年（令和 7 年度末時点：稼働 29 年、残 18 年）
延床面積等	延床面積 1,113 ㎡、開架面積 352 ㎡、敷地面積 3,074 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 60,000 冊、閉架 20,000 冊／駐車場：80 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 月・火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時から午後 6 時まで
主な諸室	視聴覚室 / 集会室 / おはなしの部屋
管理運営・職員体制	直営／正規職員 1 人、臨時・会計年度任用職員等 2 人（全員司書）
維持管理費用等（令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 10,106 千円、うち施設維持管理関連経費 610 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計） うち他課予算分 4,054 千円（光熱水費・委託料・使用料等※面積按分）
直近の主な修繕・工事経過	R6 修繕:虎姫図書館自動ドア開閉装置修繕（462,000 円）
令和 7 年度の利用状況	開館日数 239 日　入館者数：－　個人貸出人数：7,111 人　個人貸出冊数：35,171 冊 予約・リクエスト：1,954 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：38,820 冊
概況・留意事項	虎姫生きがいセンター内の複合施設。図書館、文化ホール、市民サービス窓口等と併設されている。

写真





（５） 湖北図書館

施設名称（住所）	湖北図書館（長浜市湖北町速水 2745）
建築年・開館	2001 年度（平成 13 年度）／開館：H13.3
建物構造	鉄筋コンクリート造 / 地上 1 階
耐用年数	47 年（令和 7 年度末時点：稼働 25 年、残 22 年）
延床面積等	延床面積 628 ㎡、開架面積 499 ㎡、敷地面積 1,095 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 70,000 冊、閉架 20,000 冊／駐車場：250 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 月・火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時から午後 6 時まで
主な諸室	－
管理運営・職員体制	直営／正規職員 1 人、臨時・会計年度任用職員等 2 人（全員司書）
維持管理費用等 （令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 7,073 千円、うち施設維持管理関連経費 438 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計） うち他課予算分 2,131 千円（人件費・光熱水費・委託料等※面積按分）
直近の主な修繕・ 工事経過	R7 工事:湖北まちづくりセンター等空調設備改修工事（23,071,900 円） / R7 工事:湖北図書館防水改修工事（4,276,800 円）
令和７年度の 利用状況	開館日数：236 日　入館者数：－　個人貸出人数：8,773 人　個人貸出冊数：46,424 冊 予約・リクエスト： 1,794 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：43,462 冊
概況・留意事項	湖北まちづくりセンター等との複合施設。

写真





（6） 高月図書館

施設名称（住所）	高月図書館（長浜市高月町渡岸寺 115）
建築年・開館	1992 年度（平成 4 年度）／開館：H5.4
建物構造	鉄筋コンクリート造 / 地上 2 階
耐用年数	47 年（令和 7 年度末時点：稼働 33 年、残 14 年）
延床面積等	延床面積 1,846 ㎡、開架面積 584 ㎡、敷地面積 10,476 ㎡
収容冊数・駐車場	開架 100,000 冊、閉架 90,000 冊／駐車場：34 台
開館日・開館時間	休館日：毎週 月・火曜日・毎月最終木曜日／開館時間：午前 10 時から午後 6 時まで
主な諸室	視聴覚室 / 会議室 / 井上靖記念室 / 展示コーナー
管理運営・職員体制	直営／正規職員 1 人、臨時・会計年度任用職員等 3 人（全員司書）
維持管理費用等（令和 8 年度予算ベース）	R8 予算合計 24,647 千円、うち施設維持管理関連経費 11,373 千円 （需用費・委託料・使用料賃借料・工事請負費の計）
直近の主な修繕・工事経過	R6 工事:高月図書館照明器具改修工事代金（36,894,000 円） / R5 修繕:高月図書館自動火災報知設備修繕（2,171,400 円） / R7 修繕:高月図書館吸収冷温水機 運転盤・制御部品取替修繕（1,474,000 円）
令和 7 年度の利用状況	開館日数：238 日　入館者数：39,222 人　個人貸出人数：20,625 人　個人貸出冊数：123,072 冊 予約・リクエスト：5,938 件
蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）	蔵書冊数：118,568 冊
概況・留意事項	北部地域の拠点館。2 階に作家の井上靖氏の遺品などを展示する「井上靖記念室」がある。

写真



